

○財務省告示第二百九十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年八月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年九月十日

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びその 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ

ロ

入札競争の
決定の
各申し込み
のなか
らその
うち
応募
価格
の
高
い
者
の
入
札
を
採
取
す
る
こと
とし、
各
申し込み
の
なか
ら
その
うち
応募
価格
の
高
い
者
の
入
札
を
採
取
す
る
こと
とする。

各
国の
債
市場
特
別
参
加
者
ご
と
の
申
込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る。
各
申
込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る。

六

イ

発

入札競争
行争額
入札競争
行争額
・別加
第II非
者

額、
金額
で
四千
五百
十六
億
円
に
お
よ
ぶ
こと
とし、
この
うち
一千
百
十
五
億
円
は
、
特
別
参
加
者
に
対
し
て
、
各
国
債
市場
に
参
加
す
る
者
の
入
札
競
争
に
関
する
基
礎
的
な
制
度
を
設
置
す
る
こと
とし、
この
うち
七百
十
五
億
円
は
、
特
別
参
加
者
に
対
し
て
、
各
国
債
市場
に
参
加
す
る
者
の
入
札
競
争
に
関
する
基
礎
的
な
制
度
を
設
置
す
る
こと
とする。

ロ
国債
市場
特
別
参
加
者

特
別
参
加
者
の
入
札
競
争
に
関
する
基
礎
的
な
制
度
を
設
置
す
る
こと
とし、
この
うち
七百
十
五
億
円
は
、
特
別
参
加
者
に
対
し
て
、
各
国
債
市場
に
参
加
す
る
者
の
入
札
競
争
に
関
する
基
礎
的
な
制
度
を
設
置
す
る
こと
とする。

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	七 イ 払 込 金 額	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I
平成二十五年八月十三日	振替法の規定による振替口座簿	五万円				円	二百六十三億四千四百三十八万					四億一千二百五十二万円	四万四千六百六十二億二千八百八十			二百五十八億円	た。利付国債について、額面金額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六			た。利付国債について、額面金額

十
三

十
一
ロ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

銭 額 五 額
面 銭 面
金 以 金
額 上 額
百 の 百
円 そ 円
に れ に
つ ぞ つ
き れ き
百 の 百
二 応 一
円 募 円
十 価 八
一 格 十

(一) 年
一
・ 九
パ
ー
セ
ン
ト
は、募入決定の通知を受け、
式に、払込金の加え、次の算
式により規定する。期に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{54}{365}$$

(二) 発行時において、その利率に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録さるるの
座についで、は前記の算式に
よる算出た金額から、該乗
じられた金額の二・三割を、
を發行した金額に、おいたし、
が非居住者に、又は、
るが、合に、は、前記の
に、は、前記の

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加
者	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日

より算出した金額に当該非居
 住者又は外国人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額を控除することができ。

平成二十五年十二月二十日を支
 払期とし、次の算式により算出
 した金額を支払う。ただし、支
 払期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 19}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。

平成二十五年六月二十日
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年八月十三日